

避難行動要支援者について

避難行動要支援者とは、高齢者や障害者のうち、災害が発生した（発生するおそれがある）場合に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する方のことです。

北九州市では、「身体的要件」のいずれかに該当し、かつ、「地理的要件」に定める区域に居住している方のうち「除外要件」に該当しない方について、地域への個人情報の提供に同意を得た方を避難支援事業の対象者として名簿に登録することとしています。

なお、名簿に登録されていない方であっても、民生委員などからの情報により避難の支援が必要な方がいれば、地域で話し合って名簿に追加してください。

身体的要件

- ① 要介護認定者
 - (1) 要介護3以上の方
 - (2) その他の要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している方以外の方
- ② 身体障害者手帳交付者
 - (1) 身体障害者手帳1・2級交付者
 - (2) 身体障害者手帳3～6級交付者で視覚障害など一定の障害のある方
- ③ 療育手帳A交付者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級交付者
- ⑤ その他、民生委員等からの情報により自力避難が困難な方



地理的要件

- ① 北九州市風水害危険区域及び北九州市風水害準危険区域
- ② 土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ③ 北九州市水防計画により指定された浸水想定区域（計画規模降雨による区域）
- ④ 津波防災地域づくり法により指定された津波災害警戒区域



除外要件

- ① マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している方
- ② 自力避難が可能である方（自分が可能）
- ③ 健常者が同居しており、常に避難支援を受けられる方（自分が可能）
- ④ 医療機関又は施設等に入所している方



避難行動要支援者名簿（同意者名簿）

名	生年月日	性別	住所（居所）	電話番号	FAX番号	避難支援等を必要とする事由				備考
						身体障害の種別	療育手帳	精神障害	要介護度	
1	○○○○	○○.○.○○	男	○○区○○	○○-○○○○	視覚障害			要介護3	
2	△△△△	△△.△.△△	女	△△区△△	△△△-△△△△	聽覚障害	○			
3	□□□□	□□.□.□□	男	□□区□□	□□-□□□□	□□-□□□□	○			
4										
5										

避難行動要支援者の避難支援について

平常時

避難支援の検討

市長と名簿の提供について覚書を締結する



区役所から避難行動要支援者名簿を受領する



避難行動要支援者の避難支援について検討し、個別避難計画を作成する



必要に応じ、市が福祉専門職と連携して個別避難計画を作成する

災害時

災害発生

土砂災害・河川氾濫などの災害発生のおそれ



市が「避難情報（「警戒レベル3 高齢者等避難」など）」を発令する

情報伝達

避難情報を収集する



避難を支援する人は、「避難情報（「警戒レベル3 高齢者等避難」など）」が発令されたことを避難行動要支援者に伝える



避難支援

避難を支援する人は、個別避難計画に基づいた避難の支援を行う



- 1 避難行動要支援者名簿には、個人情報が掲載されています。名簿を適切に管理するため、自治会長と市長が覚書を締結し、名簿の取扱いについて約束事を確認します。

※名簿は、避難支援事業の対象となる高齢者・障害者に郵送・電話・訪問調査を行って作成しています。

- 2 覚書の締結後、自治会長は地域への個人情報の提供について同意を得られた方の名簿（同意者名簿）を区役所から受領します。

- 3 ①まず、避難の支援が必要な高齢者・障害者の方がどこに住んでいるのか地域のみなさんで把握します。
②高齢者・障害者のお宅を訪問して、身体の状況やどのような支援を必要としているのか聞き取りを行います。必要に応じて、民生委員や福祉協力員の方と一緒に訪問しましょう。
③災害が発生した（発生するおそれがある）場合、誰が・どのように避難の支援を行うのか自治会・町内会で検討します。ひとりに負担が集中しないよう、役割を分担するように配慮しましょう。避難を支援する人はひとりだけでなく、なるべく多くの人を探しておきます。
④避難所の位置や避難経路の確認をします。災害の発生場所や被害状況によって避難場所が変わるので、複数の避難所・避難経路の確認をしましょう。
⑤名簿を活用して避難訓練や災害図上訓練（D I G）を実施し、土砂災害や河川氾濫などの災害に備えます。

- 4 災害が発生した（発生するおそれがある）場合、市が避難情報（「警戒レベル3 高齢者等避難」など）を対象地域に発令します。
※避難情報は、「警戒レベル3 高齢者等避難」→「警戒レベル4 避難指示」→「警戒レベル5 緊急安全確保」と危険度が高くなります。

- 5 市が「避難情報（「警戒レベル3 高齢者等避難」など）」を発令した場合は、市民センターなどを避難所として開設します。
区役所への問い合わせや、北九州市防災ホームページ「防災情報北九州」などで開設状況を確認してください。

- 6 避難情報は、テレビやラジオ、市のホームページなどで収集することができます。
また、併せて防災メール等の登録をお願いします。詳しくは6ページをご覧ください。

- 7 「避難情報（「警戒レベル3高齢者等避難」など）」が発令されたことを避難の支援が必要な高齢者・障害者の方に伝え、早めの避難を促してください。

- 8 予定している避難場所まで避難の支援をお願いします。
危険が差し迫っている場合は、119番に通報してください。
※ご自分や家族の安全を最優先に考えて避難の支援をしてください。